

# 令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱

令和5年5月18日5福保感事第457号

一部改正 令和5年6月26日5福保感事第866号

一部改正 令和5年7月20日5保医感一第147号

## (目的)

第1条 この要綱は、令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業実施要綱（令和5年5月8日付5福保健感第456号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

## (対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、実施要綱第3条に規定する事業とする。

## (対象施設)

第3条 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第3条に規定する施設とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 自衛隊中央病院
- 2 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 4 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

## (対象期間)

第4条 この補助金の対象とする期間は、次のとおりとする。ただし、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和5年4月5日付厚生労働省医政発0405第2号・健発0405第1号・薬生発0405第56号）で定める実施期間により、変更する場合がある。

- (1) 実施要綱第3条の(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に係る事業

令和5年4月1日から同年5月7日まで

- (2) 上記以外の事業

令和5年4月1日から同年9月30日まで

ただし、(8)の事業については、別に定める感染拡大期の実施とする。

## (対象経費)

第5条 この補助金の対象とする経費は、別表1の第3欄に定める経費とする。

(補助条件)

第6条 この補助金の交付を受ける医療機関は、都が実施する調査に必ず回答し、都が開催する説明会等（Web会議を含む。）へ可能な限り参加することとし、事業毎に次に定められた条件全てを満たしている場合に補助金を交付するものとする。

#### 1 病床確保支援事業

- (1) 都の依頼に基づき、病床を確保していること。
- (2) 補助期間中、1日に受け入れられる新型コロナウイルス感染症患者の人数及び新型コロナウイルス感染症患者等の最大受入可能病床数を、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST）を通じて都に報告し、常に最新の情報に更新していること。
- (3) 補助期間中、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）に、確保病床数、即応病床数、入院中患者数の入力を実行し、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（以下、「HER-SYS」という。）に必要な情報の入力を行うことで、都及び国が入院受入状況等を正確に把握出来るようにすること。

なお、HER-SYSの入力については、令和5年5月7日までとする。

- (4) 都、保健所の入院調整及び東京消防庁や新型コロナウイルス感染症患者の入院調整を行う医療機関等による受入要請に応じ、原則として速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。
- (5) 病床確保料の対象となる新型コロナウイルス感染症患者の入院のために確保した病床及び休床とした病床には、補助金が支給される間、原則として、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけないものとする。  
ただし、救急の場合等、即応病床等に一時的に一般患者を受け入れて、その後、短期間で即応病床等ではない別の病床に当該患者を移し、再度即応病床化するといった対応は可能とし、常時一般患者の受入に使用する病床とする場合は、即応病床数から除くこと。
- (6) 即応病床数及び休止病床数を変更する際は、別途定める様式により事前に都に報告すること。
- (7) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、処遇改善内容について、別途定める様式により都に報告すること。

#### 2 医療従事者特殊勤務手当支援事業

- (1) 医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者等への診療に携わる医療従事者に対し、支給対象とする職種、業務内容及び単価を設定した給与規定等に基づいて特殊勤務手当を支給すること。
- (2) 特殊勤務手当の支給対象業務となる患者は、新型コロナウイルス感染症患者（確定例）、無症状病原体保有者及び疑似症患者とし、死亡者を含むものとする。
- (3) 補助対象となる業務の考え方
  - ア 新型コロナウイルス感染症患者の治療、看護その他の業務に従事したとき。出勤しただけでは補助対象にはならない。
  - イ 新型コロナウイルス感染症病原体又は病原体が付着した物若しくは付着した疑いのある物（衣類、日用品等）に接触する業務に従事したとき。

ウ 接触があったとしても個人防護服を着用しない程度の危険性の低い業務（新型コロナウイルス感染症患者のいる汚染区域部屋への短時間の入室、容器に入った検体の運搬、容器の氏名等の記載を確認する、検体に直接接触していない行為等）の場合は支給対象外とする。

エ この補助金の交付を受ける医療機関は、別表2に基づき、支給対象とする職種、業務内容及び単価を設定すること。

### 3 医療従事者宿泊先確保支援事業

- (1) 医療機関があらかじめ契約等（契約等の期間が第4条に定める期間内のものに限る。）により宿泊施設を指定していること
- (2) 実施要綱第3条の(3)イ(ア)に係る事業について、新型コロナウイルス感染症患者等の入院診療に携わる医療従事者が、新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合の宿泊であること及び宿泊の必要性を医療機関が確認していること。
- (3) 実施要綱第3条の(3)イ(イ)に係る事業について、医療機関が、入院患者への新型コロナウイルス感染症の感染防止及び従事職員が基礎疾患を有する家族等と同居しており自宅内での感染防止を図るため、従事職員の宿泊の必要性を確認していること。
- (4) 宿泊に係る経費には、食費等個人に帰属するものが除かれていることを医療機関が確認していること。

### 4 医療施設施設・設備整備費補助事業

#### (1) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

ア 東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱（平成20年3月4日19福保健感第673号）第3に基づき指定された医療機関が同要綱第4に基づき行う新型コロナウイルス感染症の外来診療（以下、「新型コロナ外来」という。）として、かかりつけ医や新型コロナ受診相談窓口（接触者・帰国者相談センター）からの受診調整に積極的に応じていること。

イ 新型コロナ外来を開設していることを表明している時間帯において、保健所等や保健所等から紹介された患者の診療について、正当な理由なく断らない（診療の依頼が重複した場合であっても、時間をずらすことなどにより対応する。）こと。

ウ 対象となる経費について、令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。

エ 都が別に定める日までに設備整備が完了していること。

オ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により運用を終了する簡易診療室に係る現状回復費用については、本事業のために使用した設備や使用期間に照らして、適切な範囲とする。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業

ア 下記(ア)(イ)のいずれかの医療機関であること。

(ア) 新型コロナウイルス感染症重症患者を新規に受け入れるために、集中治療室、個室等の人工呼吸器管理等が可能な病床を確保している医療機関。

(イ) 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために新たに設備整備を行う医療機関。

イ MIST 上に受入可能病床数等の入力を行い、都、保健所の入院調整及び東京消防庁や新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等による受入要請に応じ、原則として速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に受入実績の入力を行うこと。

エ 対象となる経費について、令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。

オ 都が別に定める日までに設備整備が完了していること。

カ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により運用を終了する簡易病室に係る現状回復費用については、本事業のために使用した設備や使用期間に照らして、適切な範囲とする。

#### 5 代替医師派遣体制確保支援事業

(1) 医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症患者等となり、診療が行えなくなった当該医療機関の要請を受けて、代わりに当該診療に従事する医師を派遣していること。

(2) 重点医療機関に派遣する場合、派遣元医療機関において、派遣される医師の処遇に配慮していること。

#### 6 休業等医療機関継続・再開支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生により、休業又は診療縮小をしていること。

(2) 休業又は診療縮小をした診療機能を継続・再開していること。

#### 7 重点医療機関等設備整備補助事業

(1) 重点医療機関等において、高度かつ適切な医療を提供するための設備整備を行うこと。

(2) 対象となる経費について、令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。

#### 8 回復患者等搬送体制確保事業

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の確保病床について、国の定める退院基準に沿って病床を運用していること。

(2) 以下にかかる搬送を行っていること。

ア 別に定める新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業にかかる転院搬送の場合。

イ 症状が軽快したものの退院基準を満たさない新型コロナウイルス感染症患者を、都が運営する酸素・医療提供ステーション又は高齢者等医療支援型施設へ転院搬送する場合。

ウ 救急外来等に搬送された新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院の必要はないが経過観察等が必要なため、都が運営する酸素・医療提供ステーション又は高齢者等医療支援型施設へ転院搬送する場合。

エ その他、知事が特に必要と認める場合。

#### 9 新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業

(1) 令和5年3月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づき都が策定する「移行計画」において、都から新型コロナウイルス感染症患者の確保病床を割り当てられていないこと。

- (2) 外来や救急搬送、他院からの転院で自院へ来た新型コロナウイルス感染症患者や、自院で院内感染した新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる都内の病院であること。
- (3) G-MIS に、入院中患者数を入力し、MIST に受入可能病床数を入力すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の診療及び院内の感染拡大防止について、厚生労働省のガイドラインを遵守すること。
- (5) 人件費分の補助を申請する場合は、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるにあたり、看護職員又は介護職員を加配すること。
- (6) 病床確保料の算定対象期間における院内感染拡大防止費又は入院受入体制確保費及び、病床確保料の算定対象期間における新型コロナウイルス感染症患者入院病床での勤務に対する人件費は、補助対象としない。

#### (交付額の算定)

第7条 この補助金の交付額は、次により算定された額を都の予算の範囲内において交付する。

- 1 別表1の第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
- 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第8条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

#### (交付の決定)

第9条 知事は、申請者から第8条及び第12条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第10条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

#### (交付の条件)

第10条 この補助金の交付条件は、次のとおりとする。

##### 1 補助対象事業の適正執行

- (1) 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染が大きく拡大し、病床が逼迫した際に、この補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第6条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症入院患者の適切な受入れを行っていなかった場合、補助金の対象である即応病床数を厳格に適正化するものとする。
- (2) 補助事業者は、第6条第1項の規定により、万が一適切に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていなかった場合、病床確保料の返還や申請中の補助金の申請の取下げ又は執行停止を含めた対応を行うこととし、その状況については、適切に東京都及び国に報告

しなければならない。

## 2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、第9条の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金の交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

## 3 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に規定する事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

## 4 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、知事から必要な指示が与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

## 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、補助事業者に報告を徴することができるものとする。

## 6 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業終了後5年間保管しておかななければならない。

## 7 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又は条件によって遂行されていないと認めるときは、これに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) 知事は、(2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又

は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、8の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 8 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき又は受けようとしたとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、第14条の規定による補助金額の確定があった場合においても適用があるものとする。

## 9 補助金の返還

(1) 知事が8の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、補助事業者が既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、第14条の規定により、補助金額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用があるものとする。

## 10 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が8の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が9の規定により、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

### 11 違約加算金の計算

知事が10の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金額に充てるものとする。

### 12 延滞金の計算

知事が10の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

### 13 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対し、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付方法は、確定払いとする。ただし、申請があった場合は、概算払いによることができるものとする。

ただし、実施要綱第3条の(1)に係る事業の交付方法については、令和5年4月から令和5年8月分として、総額に6分の5を乗じたものを令和5年8月末までに概算払いし、令和5年9月分については確定払とする。

(変更申請手続)

第12条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、あらかじめ指定する期日までに変更交付申請書(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止したときを含む。)又は交付決定に係る都の会計年度が終了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第14条 知事は、第13条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、第14条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を講ずるよう命ずることができる。

(精算書の提出)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに精算書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第17条 申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるときは、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(消費税及び地方消費税の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに仕入控除



税額報告書（別記第5号様式）を知事に報告しなければならない。（国庫を含む場合は、別記第6号様式により厚生労働大臣に報告しなければならない。）

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

#### （指導及び監督）

第19条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより、補助金の交付目的が有効に達せられるよう必要な指揮監督を行うことができる。

#### （維持管理）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び機械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

#### （財産の処分）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、次のように取り扱うものとする。

- 1 2に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 1による財産の処分の制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）で定める処分制限期間とする。
- 3 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を納付させることがある。

#### （その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和5年6月26日5福保感事第866号）

この要綱は、決定の日から施行する。

#### 附 則（令和5年7月20日5保医感一第147号）

この要綱は、決定の日から施行する。